

平成31年度 事業計画書

社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

I 基本方針

基本方針：新たな石狩社協の将来像の構築

近年、少子化、高齢化の進展は私たちを取り巻く社会環境に大きな影響を及ぼしており、とりわけ、平成 31 年度（2019 年度）は、国政選挙と統一地方選挙が同じ年に実施される年であり、福祉施策を含め、社会環境において大きな変化が予想される年であります。

全国社会福祉制度政策委員会は、10 月に予定されている消費税の増税に向けて、2019 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望事項の一つとして国が示した「新しい経済政策パッケージ」の着実な実施について、社会保障及び福祉諸制度に必要な安定した財源の確保を求めており、国においても福祉サービスの安定化について、増加の一途をたどる社会保障費の問題や、福祉人材の不足等、全国的な課題として捉えています。

本会が実施する事業財源の約 7 割が、石狩市からの補助金や委託金等で占めており、行政方針や福祉施策の変化が法人経営に直接影響することから、こうした情勢の動向を注視しつつ、石狩市における地域福祉の推進役として本会の使命を果たすべく、各種事業の安定的かつ継続的な実施に努めて参ります。

また、平成 31 年度（2019 年度）は、新たな「地域福祉実践計画・地域福祉計画」策定の年であり、現計画（石狩市地域福祉計画「新・りんくるプラン」）の実施内容を検証、総括し、石狩市との共通認識のもと、生活支援体制整備事業や個別支援事業等の実績を加味した新たなニーズの提言や、今後の中長期的な課題の想定など、次期計画策定に向けた取り組みに努めて参ります。

本会事業の大半を占める介護保険事業や保養センター事業については、浜益区の 5 施設運営に留まらず、花川南北デイサービス事業などについても介護人材や施設運営に係る人材の不足が顕在化しており、本会としては、これらの課題に対応するため、組織体制の見直しや業務の効率化はもとより、効果的な施設運営の在り方など、長期的な展望を視野に検討を進めて参ります。

平成 31 年度（2019 年度）は、上述したとおり、政治・経済における大きな変革の年であり、本会においてもこれらの影響に対し敏感に対応するとともに、必要な体制の確保、そして事業の方向性を見出す「新たな石狩社協の将来像を構築する年」と捉え、各種事業の推進に努めて参ります。

II 重点項目

1. 地域福祉活動推進部門

社会福祉協議会の目的は、法の定めのとおり地域福祉の推進であり、昭和 37 年（1962 年）制定された「社会福祉協議会基本要項」からも伺われるとおり、その設立から今日まで脈々と地域福祉活動を展開してまいりました。しかしながらお互いが支え合う地域づくりは一朝一夕に到達出来るものではなく、その主体者である地域住民の理解を得、積極的な参加を絶えず求めていかなければなりません。本年もこの基本的な姿勢を変えることなく、粘り強く地域福祉への理解と参加・協力が得られる活動を推進して参ります。

特に平成 31 年度は、新たな「地域福祉実践計画・地域福祉計画」策定の年であり、委託事業でもある生活支援体制整備事業の積極的な推進と連動した、支え合いの地域づくりのビジョンを示して参ります。

2. 個別支援部門

複雑化、重層化する福祉課題を有する個人や世帯に対し、個別支援を推進することで、地域共生社会づくりの一助になる様、絶えず地域を意識した支援を行います。

生活困窮者自立支援法に基づく、自立相談支援事業については、家計相談の側面をより強化し、本会が実施する各種貸付事業と連動し自立に向けた伴走型支援を行って参ります。

また、判断能力が衰えた方々を支援する権利擁護については、石狩後見サポーターズや各支援員などの市民の協力により、身近な制度となる様に務めると共に、中核機関としての研究をして参ります。

総合相談事業は、CSW（コミュニティソーシャルワーク）であるとの認識のもと、他の専門機関はもとより、地域支援係との綿密な連携で、様々な地域資源を活用した相談に努めます。

3. 在宅福祉サービス部門

通所介護事業をはじめとする居宅介護サービスは、制度改正に伴う実質的な介護報酬の減額もあり、大変厳しい経営状況にあることに加え、介護人材不足の影響もあり、事業の運営には様々な課題を有しています。

実質的な介護報酬の減額、人材確保に係る求人経費並びに人件費の増額の他、車両や設備の老朽化に伴う設備投資等、資金面においては業務の効率化を図るだけでの解消は困難な状況にあり、法人運営部門と連携し、職員体制及び事業内容の再構築の検討に着手いたします。

4. 法人本部部門

平成31年度（2019年度）は、改正社会福祉法施行後初となる役員改選を迎えるにあたり、適切な組織体制の基盤整備に努めるとともに、市内の社会福祉法人の役員改選においても、役員候補者に関する情報提供等、必要な支援を行って参ります。

また、職員体制の保持には課題山積の状況にあり、適切な事業実施に向けた労働力の確保、並びに職員の早期離職の予防に努めるとともに、働き方改革に伴う労働法改正への対応、及び改正後の人事諸制度の効果等の検証を進めて参ります。

加えて、複数の事業等を管理監督する現状の体制の再構築は急務であり、適切なマネジメントの実行を目指した組織改革に着手いたします。

5. 浜益区福祉施設等5施設部門

浜益区における労働力不足は、本会事業に限らず、大きな地域課題として捉える事項であるものの、必要な人員配置が制度上定められている福祉施設等においては、現状の介護サービスの供給に直接影響する事もあり、道内外からの移住を伴う採用や、外国人技能実習生の受け入れ等、これまでの手法に捉われる事無く挑戦して参ります。

また、こうした労働力の不足は介護労働者に限らず、厨房職員等間接的に施設運営に携わる部門まで影響しており、石狩市や業務委託先の企業との連携を密にし、介護サービスの維持に努めて参ります。

Ⅲ 個別事業計画

- Ⅲ－１ 法人運営・総合保健福祉センター関連事業
- Ⅲ－２ 花川北老人デイサービスセンター事業
- Ⅲ－３ 花川南老人デイサービスセンター事業
- Ⅲ－４ 地域支援関連事業
- Ⅲ－５ 個別支援関連事業
- Ⅲ－６ ボランティアセンター関連事業
- Ⅲ－７ ケアプランセンター社協いしかり事業
- Ⅲ－８ 厚田支所関連事業
- Ⅲ－９ 高齢者生活福祉センター事業
- Ⅲ－10 浜益支所関連事業
- Ⅲ－11 特別養護老人ホームはまますあいどまり事業
- Ⅲ－12 認知症高齢者グループホームはまますなごみ事業
- Ⅲ－13 シルバーホームはまなか荘事業
- Ⅲ－14 浜益保養センター事業

Ⅲ－１ 法人運営・総合保健福祉センター関連事業

1. 適正かつ効率的な組織運営

- (1) 関係法令及び本会定款・諸規程に基づき、法人の重要な事項を協議・決定するために各会議等を開催し、法人の適正な運営と事業を取り進めます。
 - ① 三役会議（会長・副会長会議）の適時開催
 - ② 理事会の適時開催
 - ③ 評議員会の適時開催
 - ④ 部会の適時開催
 - ⑤ 評議員選任・解任委員会の適時開催
- (2) 法人の事務事業の透明性を確保し、適正な運営を取り進めるため、内部並びに外部監査を実施します。
 - ① 内部監査の実施（社協監事により四半期ごとに実施）
 - ② 任意監査の実施（委託税理士により毎月実施）
- (3) 役員の改選期にあたり、社会福祉法並びに本会諸規程に基づき、適切な組織体制の整備に努めます。
- (4) 部門間の情報共有、課題協議等横断的な意識統一をはかるため、毎月定例を原則に管理職で構成する、企画運営会議を開催します。

2. 法人経営の基盤整備

- (1) 会員の拡大に向けて、日赤・共同募金事務局との連携強化を図り、社協活動の理解促進に努めます。
- (2) 経費の状況を見極め、創意工夫を取り入れた徹底的な経費削減に努めます。

3. 組織改革・人事制度改革

- (1) 労働法及び関係法令の改正を注視するとともに、一昨年度施行した本会の新たな人事関係規程の見直し等、働き方改革実行計画に基づき労働環境の整備に努めます。
- (2) 職員体制の基盤強化と、効率的かつ効果的な組織づくりを目指し、現組織体制の見直しを行い、体制強化に努めます。
- (3) 各事業（部門）において、実施する仕事量に対する適正な人員体制等の検討を行うとともに、仕事量と労働力の均衡を図るべく、不足する労働力の確保に努め、さらには仕事量の削減を検討する等、労働環境の整備を進めて参ります。

4. 総合保健福祉センター管理運営（市指定管理）

- (1) 石狩市総合保健福祉センターの指定管理者(平成 29 年度～平成 32 年度)として、多くの方が気持ち良く利用できる施設運営に努めます。
 - ① 管理方針の作成
 - ② 利用者対応の強化（接遇強化）
 - ③ 環境面への配慮（節電・節水）
 - ④ ふれあいロビーの有効活用（展示会・演奏会）
- (2) 会議室の稼働率向上を目指し、会議室の環境整備や企業等へのPRに努めます。
 - ① 社協ホームページ、広報誌によるPR
 - ② 会議室の適時清掃（机・椅子・カーペット）
- (3) 施設サービスの一環として、ロビーでの休憩や、会議等へコーヒーやジュースを提供するふれあい喫茶を運営します。ふれあい喫茶は、石狩市ボランティア連絡協議会の協力を得、施設総合案内の機能も担い、市内障がい者関係事業所・団体が手がけた製品を販売する「福祉の店」の運営も行います。
- (4) 水道光熱費等各種経費の節減に努めます。

5. 花川北憩の家管理運営（市指定管理）

- (1) 60 歳以上の石狩市民がいつでも気軽に利用できる施設としての機能を果たすため、石狩市高齢者生きがい福祉施設「花川北憩の家」の管理運営を実施します。
- (2) 年々減少する利用者への対応として、広報誌や地域福祉新聞等、広報媒体を最大限に活用した周知活動を行い、広く市民の憩の場となるよう運営に努めます。

6. 高齢者生きがいづくり対策事業（市受託）

（1）高齢者の健康づくりや新たな趣味づくりにより、健やかな生活が営めるよう事業を実施します。

- ① りんくる陶芸教室（60歳以上）
- ② 寿ふれあい農園（65歳以上：樽川寿ふれあい農園・花畔寿ふれあい農園）

7. 被災世帯見舞金の交付

（1）石狩市内における被災世帯に対し、社会福祉法人石狩市社会福祉協議会災害見舞規程により見舞金の交付を実施します。

- ① 対 象：石狩市社会福祉協議会会員
- ② 範 囲：家屋の全焼・全壊
- ③ 見舞金：世帯あたり 20,000 円

8. 石狩市共同募金委員会事務局

（1）地域福祉活動事業や市内福祉団体等の活動資源となる共同募金委員会の事務局を担い、開かれた共同募金活動の啓発に努めます。

- ① 共同募金活動の推進（町内会・企業・学校等）
- ② 募金集計・助成申請取りまとめ
- ③ 北海道共同募金会への報告
- ④ 理事会、評議員会及び審査委員会等会議の開催
- ⑤ 広報活動（社協広報誌と連動）
- ⑥ 歳末たすけあい募金運動の協力
- ⑦ 災害見舞金の交付事業の実施
- ⑧ 災害義援金の受付

9. 日本赤十字社北海道支部石狩市地区事務局

（1）石狩市における日赤事務局の支援を実施し、総合的な人道支援である赤十字活動の啓発に努めます。

- ① 赤十字運動を支える社資の拡充
- ② 地域や家庭に役立つ救急法等講習会の開催
- ③ 住宅火災における災害物資配分の実施
- ④ 災害義援金の受付

Ⅲ-2 花川北老人デイサービスセンター事業

1. 事業所概要

- (1) 名 称 : 石狩市花川北老人デイサービスセンター
- (2) 所在地 : 石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (3) 種 別 : 通所介護事業所・石狩市通所介護相当サービス事業所(旧介護予防)
- (4) 定 員 : 35名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的に次の運営方針により、質の高いサービス提供に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と認識のもと感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい(会いたい)と感じさせるような対人関係づくりに努めます。
- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応を、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施(玄関から玄関まで送迎サービスの実施)
- ② 健康チェックの実施(血圧測定等健康チェック・健康相談)
- ③ 入浴サービスの実施(一般浴槽・特殊浴槽)
- ④ 給食サービスの実施(食べやすく暖かみのある食事の提供)
- ⑤ 個別機能訓練の実施(機能訓練指導員による個別メニューによる機能訓練)
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施(創作・行事等)
- ⑦ 生活相談(利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談)
- ⑧ 個別介護計画作成の実施(計画に沿ったサービス提供)

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、館内散歩等、利用者選択式の運動やレクリエーション、手工芸を

取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また、季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めるとともにボランティアセンターと連携し、積極的なボランティアの受入により、デイサービス以外の対人関係づくりの場の充実をはかります。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、職員一人一人が、介護サービスの提供にあたり自立支援の視点を有する事を目標に、内部研修等を開催し資質の向上に努めます。

(3) 安定経営へ向けての積極的な取り組み

人と資金の安定を目指し、総務部門（人事・法人運営部門）と連携し、仕事量と労働力の均衡を図るべく、不足する労働力の確保に努め、さらには仕事量の削減を検討する等、労働環境の整備を進めて参ります。

(4) 事務・事業の効率化への取り組み

時間外勤務の削減（長時間労働の是正）や人員不足解消に向け、介護システムの最大限の活用や、新たなICT機器の導入等を視野に入れた、これまでの経験則に捉われる事の無い事務・事業の効率化へ向けた取り組みに努めます。

Ⅲ-3 花川南老人デイサービスセンター事業

1. 事業所概要

- (1) 名 称 : 石狩市花川南老人デイサービスセンター
- (2) 所在地 : 石狩市花川南5条3丁目109番地
- (3) 種 別 : 通所介護事業所・石狩市通所介護相当サービス事業所（旧介護予防）
基準該当生活介護（身体障害者デイサービス）
- (4) 定 員 : 通所介護35名・基準該当生活介護5名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

利用者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な指定通所介護事業及び指定介護予防通所介護事業を実施し、心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、利用者の在宅生活を支援することを目的に次の運営方針により、質の高いサービス提供に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と認識のもと感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努めます。

- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い在宅生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽・特殊浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 個別機能訓練の実施（機能訓練指導員による個別メニューによる機能訓練）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) プログラムと行事の充実

曜日単位による個別の余暇活動への取り組みの充足や見直しを適時図るほか、全員参加型の体操、個別館内歩行等身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また、季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めるとともにボランティアセンターと連携し、積極的なボランティアの受入により、デイサービス以外の対人関係づくりの場の充実をはかります。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、職員一人一人が、介護サービスの提供にあたり自立支援の視点を有する事を目標に、内部研修等を開催し資質の向上に努めます。

(3) 安定経営へ向けての積極的な取り組み

人と資金の安定を目指し、総務部門（人事・法人運営部門）と連携し、仕事量と労働力の均衡を図るべく、不足する労働力の確保に努め、さらには仕事量の削減を検討する等、労働環境の整備を進めて参ります。

(4) 事務・事業の効率化への取り組み

時間外勤務の削減（長時間労働の是正）や人員不足解消に向け、介護システムの最大限の活用や、新たなICT機器の導入等を視野に入れた、これまでの経験則に捉われる事の無い事務・事業の効率化へ向けた取り組みに努めます。

Ⅲ－４ 地域支援関連事業

1. 福祉情報の発信

(1) 社協広報「ふれあい」の発行

社協が実施する事業・活動をわかりやすく伝えることができる広報をめざし、石狩市の広報誌に年４回折り込み全戸配布を行います。

(2) インターネットによるタイムリーな情報発信

ホームページの他、ツイッター、フェイスブック等拡散性を持った情報発信手段を有効活用しタイムリーな情報の発信と若い世代が興味関心を持つ広報活動を実施します。

① ホームページ：URL <http://www.ishikari-shakyo.org>

② ツイッター（各事業における日々の取組等の発信）（@ishi_fukushi）

③ フェイスブック（ツイッターとの連動及び災害義援金・支援金状況の発信）

(3) 地域福祉壁新聞の発行

身近な地域福祉事業のタイムリーな話題を紹介する地域福祉新聞を隔月発行し市内店舗、町内会館等、地域の身近な場所 30 カ所以上への掲示を行います。

また将来は各地域が自ら情報発信出来る仕組みも検討いたします。

(4) 新りんくるプランの積極的 P R

平成 27 年度から 5 か年の計画でスタートしている「新りんくるプラン」を子どもから高齢者まで多くの市民が身近に感じることが出来る、自分達の計画であることを理解いただくため、様々な機会・手段方法により積極的な P R に努めます。

2. 地域組織化・共助事業の推進

(1) 生活支援体制整備事業（市受託）

地域包括ケアシステムの実現に向け、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるように、これまでの社協活動や地域活動で培われた、互助や人との交流、地域とのつながりを重視して、助け合い・支え合いの輪を広げる「地域づくり」を推進します。また、地域における多様な主体によるさまざまな生活支援・介護予防サービスの支援体制の充実・強化に取り組みます。

(2) 介護予防・顔なじみの関係づくりにつながる通いの場の支援

① 通いの場の見える化・広報：生活支援コーディネーターが、既知のものはもとより、地域に出向くことで知りえた情報から新たに訪問した場も積極的に掲載した「通いの場マップ」の更新を実施するなど、「外出」のきっかけづくりを行います。

② 通いの場の新規立ち上げ：生活支援コーディネーターが、関係機関・団体と連携を取りながら、その手法や手順について支援します。

③ 介護予防に視点をのいた場づくり：生活支援コーディネーターが、既存の通いの場について介護予防・健康づくりを意識とした場となるよう、参加者の「取り組みや

すさ」や「継続性」を重視した介護予防プログラムや実施回数の増を提案します。

- ④ 買い物支援型介護予防サロン事業の実施：市の委託事業として、公共交通機関空白地区でモデル地区二地区を選定し、買い物への移動支援を行いながら店舗の空きスペースを利用した、ボランティアによる介護予防につながる体操を中心としたサロンを開催いたします。

(3) ささえ合い・助け合いの仕組みづくり

- ① 協議体（話し合いの場）の設置・運営（地域アセスメントの実施）：協議体（話し合いの場）の設置・運営の基盤として、既存の社会資源や地域活動、住民の暮らし方、地域の困りごと等を見える化し、その継続方法や解決方法を住民が主体となり取り組むことができるように、各地域において地域アセスメントを実施します。
- ② 移動支援の仕組みの検討：公共交通機関との合意形成や既存の移動に係る社会資源の活用を踏まえながら、新たな移動支援の仕組みを検討します。
- ③ 生活支援の仕組みの検討：日常生活において、電球・蛍光灯交換や除雪などちょっとしたお手伝いが必要な方の生活支援を地域住民同士で実施するささえ合いの仕組みを検討します。

※ 事業推進については、厚田区・浜益区の第二層生活支援コーディネーターと連携を密にして取り組みます。

(4) 地域福祉懇談会の開催

地域福祉関係者と社協職員が膝を突き合わせて懇談を行い、社協事業への意見や地域実情を聞かせていただく重要な機会として、地区社協や町内会、民生委員児童委員、高齢者クラブ、地域ボランティア等を対象とした地域福祉懇談会を実施します。

(5) 地区社協活動・地域福祉活動の助成

地区社協活動支援を目的に、各地区社協に対し運営費・事業費の一部を助成します。運営費については、予め定められている要綱に基づき世帯数により助成を行います。

また、未組織化地区単位町内会福祉部等の活動を助成し、組織化への働きかけに努めます。

- ① 地区社協助成（一地区年額）
運営助成 一世帯あたり 23 円
地域福祉活動助成 50,000 円
安否確認加算 5,000 円

- ② 単位町内会地域福祉活動助成 一単町年額 20,000 円

(6) 地区社協研修会の実施

各地区社協間の情報共有を目的とした連絡会議及び日々の地域活動に役立つ研修会を開催し、地域づくりの実践について理解を深め、地区社協活動の活性化を図ります。

(7) ふれあい給食サービス事業の実施

孤立しやすいひとり暮らし高齢者等が、地域関係者との「会食」または「配食」を通じたふれあいの機会を持つことで、地域との結びつきを深め、孤立を防ぐことを目的と

して実施します。また、年末は歳末たすけあい募金を財源として歳末特別配付品のお届けをします。

さらに地域関係者、利用者が事業目的を再確認する仕組みとして、通常のお弁当に事業のメッセージや赤い羽根共同募金の助成事業である旨を記載した「のし」をかけることとします。

① 対象者：70歳以上の独居もしくは高齢者夫婦世帯

※ ただし、2か月に1回以上「会食会」を実施する地区については、「会食会」に限定し、対象者を70歳以上とする。

② 実施者：地区社協又は町内会(自治会)の役員、民生委員、ボランティア等

③ 回数：月1回以上2回を上限

④ 方法：会館等で実施する「会食」、又は対象者宅へお弁当を届ける「配食」

⑤ 負担金：1回300円

⑥ 食事：市内業者等のお弁当 1食600円

(8) ふれあいサロンの設置促進・運営支援

地域に住む子どもや子育て世代、高齢者、障がい者の方など誰もが住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、仲間づくりや交流の場として活動している「地域住民同士のつどい・たまり場」＝サロンを支援するとともに、新たな地域での設置を進めます。

(9) 地域料理教室の開催

同じ地域に住む若い世代の方が、自分の親や祖父母世代の方から地域の会館等で「料理」を教わる機会を通して、世代間交流や顔の見えるつながりづくりとなるようにボランティアセンターと連携し開催します。料理を教わる中で親交を深め、今後の継続した関係づくりにつながるよう支援します。

(10) 次期地域福祉実践計画（地域福祉計画）の策定

石狩市地域福祉計画「新りんくるプラン」の最終年度を迎え、石狩市と協働で計画評価を行うとともに、平成30年4月より施行された改正社会福祉法「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念に基づいた次期地域福祉実践計画（地域福祉計画）の策定に着手します。

3. 地域見守りの仕組みづくりの推進

(1) 石狩市地域見守りネットワークの啓発

見守りネットワーク概念図を例示として活用し、地域に見守りの仕組みを広め、安心・安全・福祉のまちづくりを進め、それぞれの地域が地域特性にあった安心の仕組みづくりを地域と共に考えます。

(2) 福祉調整員（地域福祉コーディネーター）養成研修の実施

見守りネットワークの中核であり地域内で調整や連絡役である福祉調整員が、地域組織・社会資源の活用方法や課題の整理の仕方など、福祉調整員としてより活動が資する

様な実践に結びつく研修会を開催します。

なお、福祉調整員の役割は法で定められた民生委員の活動と一致することから福祉調整員は民生委員に協力をいただき、その役を担っていただいております。

(3) 福祉協力員（地域福祉サポーター）研修並びに登録

実際に地域で見守りや身近な支援者として活躍いただく方々を福祉協力員とし、実践的な見守り方法を確認する研修会を実施、地域の求めに応じ本会に登録し登録証を発行します。

(4) 「愛の合鍵」預かり事業

万が一の際の孤立死等の予防、早期発見につなげるための手段として希望者の自宅の鍵を事前に預かり、地域等による見守りの際に異変を感じた場合、自宅内に入り安否確認を行います。より迅速な対応を可能とするため、保安機能を十分考慮した上で、鍵の預かり場所を 24 時間職員が常駐する病院や福祉施設等の機関に地域貢献事業の一環として協力依頼します。

4. 市民が集い福祉にふれ福祉を考える場の創設

(1) ふれあい広場いしかりの実施

インクルージョンの定着をめざし、石狩市総合保健福祉センターにおいて、7 月にふれあい広場いしかりを開催します。ステージ催し、抽選会、市内福祉団体等による販売コーナーの設置、ふれあいを目的としたビアホールの開催等多くの参加者が集い、ふれあうことができるイベントを目指します。

開催にあたっては、社協役員・評議員、民生委員、地区社協関係者、ボランティア等で組織する実行委員会形式を採用し、各担当小委員会に分かれ、内容を協議し開催に向けて取り組みます。

(2) 石狩市社会福祉大会の開催

石狩市民が地域福祉について考える場として毎年 11 月に社会福祉大会(福祉講演会)を開催します。式典においてはこれまで社協活動に貢献された方の表彰及び多額の寄付等に対する感謝状の贈呈式を実施します。

5. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 重度身体障害者訪問入浴サービス（市受託）

家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障がい者に対し、入浴サービスの提供により、健康と保健衛生の向上を目的とした「石狩市重度身体障害者訪問入浴サービス」を受託します。

(2) 訪問サービス（市受託）

独居高齢者が安心して日常生活を営めることができるよう、週 3 回乳酸菌飲料を配布しながら高齢者宅を訪問し、安否確認を実施し、高齢者等の事故防止を目的とした「石

狩市訪問サービス」を受託します。

- ① サービス提供地域 旧石狩市地区（生振・高岡地区を除く）

(3) 食の自立支援事業（配食サービス）（市受託）

調理、栄養管理が困難な、独居高齢者、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、食事サービスの提供(配食)により、安否の確認や健康な食生活が営めることを目的とした「石狩市配食サービス事業」を受託します。

(4) 寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス（市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の快適な生活環境の提供を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス」を受託します。

(5) 寝たきり高齢者等理容サービス（市受託）

在宅の寝たきり高齢者等の清潔の保持を目的とした「石狩市寝たきり高齢者等理容サービス事業」を受託します。

(6) 福祉機器等の貸与

在宅福祉や地域福祉活動の側面的支援を目的とし、各種福祉用具等の無償貸与を実施します。また、ふれあいサロン事業等地域で利用いただけるレクリエーション等用具の充実を図ります。

- ① 車いす
- ② 高齢者疑似体験セット
- ③ 行軍用テント
- ④ 各種レクリエーション等用具

(7) 福祉車両の貸与

施設入所者の外泊等による送迎や、在宅高齢者の通院等に一時的に福祉車両(車いす対応)が必要な際に、実費負担(燃料代)による福祉車両の貸与を実施します。

(8) 救急医療情報キットの活用支援

体調異変などの緊急時に緊急連絡先・主治医等を救急機関に伝える「救急医療情報キット」は概ね全戸に配布しており、転入者等についても随時配布を行います。

また、活用周知とカード記載内容の更新を兼ねて、カードがセットになったPRチラシを作成し、石狩市広報に折り込み全戸配布します。

- ① 情報内容 主治医(医療機関)・緊急連絡先、生年月日等
- ② 保管方法 専用容器を冷蔵庫へ保管
- ③ 配布方法 市や町内会（自治会）、民生委員児童委員と連携し配布
- ④ 周知等 広報等で活用やカードの更新、未配布世帯へ呼びかけます。

6. 関係福祉団体のネットワークづくり

(1) 障がい者関係団体連絡会議・障がい者週間記念事業の開催協力

障がいの種別を越えた団体間の情報交換により、認識の共有、連携強化を図ることを

目的に「障がい者関係団体連絡会議」を開催します。

また、団体活動のPRを目的に石狩市総合保健福祉センターロビーでの作品展や交流事業を実施します。

- ① 障がい者関係団体連絡会議：市内障がい者関係団体（知的・身体・視覚・聴力等）による情報交換を実施し、記念事業の内容について協議し実施に向けて取り進めます。
- ② 障がい者週間記念事業：福祉大会での展示(出店)及び12月に作品展と「記念事業」を実施します。

7. 要介護認定訪問調査の受託

(1) 事業所概要

- ① 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- ② 種別：指定市町村事務受託法人

(2) 事業運営方針

- ① 指定市町村事務受託法人として、公正中立な事業実施に努めます。
- ② 調査対象者の状況を客観的に判断できる調査員のスキル向上をはかり、正確な調査実施に努めます。
- ③ 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に注視し、コンプライアンスの確保に努めます。

Ⅲ-5 個別支援関連事業

1. 権利擁護事業の実施

(1) 日常生活自立支援事業の実施

北海道社会福祉協議会からの受託により、日常生活自立支援事業を実施します。事業の推進にあたっては、関係機関や団体と連携をはかり、利用待機期間の縮小と、困難ケースの適切な対応に努めます。

(2) 生活あんしんサポート事業の実施

高齢者住宅等に居住しているため、日常生活自立支援事業の対象とならない方には、本会独自事業として、日常生活自立支援事業と同等の支援を行うよう努めます。

(3) 生活支援員の育成並びに登録

生活支援員の養成及び充実をはかり、高いスキルを有した生活支援員の確保に努めます。

2. 生活困窮者自立支援事業の実施（市受託）

（1）事業の積極的広報

社協広報等で広く事業の周知を行います。

（2）自立相談支援事業の実施

相談に来られた生活に困りごとや不安を抱えている方に、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

また、資金貸付事業、日常生活自立支援事業等との連携を強化し、包括的な支援を行うことにより、相談者の自立促進を目指します。

（3）家計改善支援事業の実施

根本的な課題を把握できるよう、収支表等を作成し家計を「見える化」するとともに、家計改善に向けた助言、専門機関へのつなぎ等を行います。

（4）就労準備支援事業の実施

直ちに就労することが困難な課題を抱える生活困窮者に対し、基礎的な能力の習得を段階的にサポートし、一般就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

3. 貸付による世帯支援

（1）生活福祉資金貸付事業

北海道社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の相談・受付窓口として、相談者のニーズや生活状況を客観的に判断し、関係機関と良好な連携を図り、様々な制度の紹介や世帯更生につながる支援を進めます。

- ① 生活福祉資金（総合支援資金等）
- ② 臨時特例つなぎ資金
- ③ 生活困窮者自立支援事業との連携

（2）福祉金庫貸付事業

石狩市社会福祉協議会の独自事業として、低所得者に対し緊急的に生活資金が必要となった際、民生委員、石狩市との良好な連携を図り、5万円を上限に資金貸付を行い、生活意欲と福祉の向上に努めます。

- ① 生命に関わる緊急的な資金の貸付
- ② 生命に関わる緊急的な食料の提供
- ③ 生活保護受給までのつなぎ資金の貸付
- ④ 世帯更生につながる償還指導
- ⑤ 生活困窮者自立支援事業との連携

（3）貸付調査委員会

生活福祉資金及び福祉金庫の貸付・償還状況についての協議の場として貸付調査委員会を開催します。

- ① 貸付・償還状況の報告
- ② 貸付金償還免除・猶予の協議
- ③ 困難事例の協議
- ④ 道生活福祉資金への意見具申

4. 心配ごと相談事業

(1) 住民よろず相談所の設置

地域の困りごとから、専門相談窓口への架け橋として、民生委員の協力を得て「住民よろず相談所」を設置します。

また、気軽に相談できる体制を目的に電話相談を実施します。

- ① 相談員：民生委員児童委員
- ② 開設：毎週木曜日 石狩市総合保健福祉センター
第三木曜日 社協厚田支所（厚田保健センター）
〃 社協浜益支所（高齢者生活福祉センター）

(2) 住民よろず相談所相談員研修会の開催

多種多様化する相談ニーズに対応するため、時代背景や地域の課題等に沿った具体的なテーマを設定し、相談員のスキルアップにつながる研修会を実施します。

(3) 相談機能のネットワーク化

市内の福祉に関わる相談窓口の情報収集に努め、課題を抱える世帯に対する総合的かつ包括的な支援を可能とするネットワークの構築を目指します。

5. 成年後見センターの運営（市受託）

高齢や障がいにより、判断能力が不十分となっても、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して過ごせるよう、成年後見制度を適切に利用できるように、次の活動に努めます。

(1) 成年後見制度に関する相談及び利用支援

制度に関する相談に応じ、利用のための助言に努めます。

(2) 成年後見制度に関する広報及び啓発

制度を広く知ってもらうため、地域の要請に応じて説明会等の実施や、後見支援員による出前講座のサポートに努めます。

(3) 成年後見制度相談会の実施

市民に対する相談の機会を増やすため、出張による成年後見相談会を実施します。

(4) 市民後見人養成研修修了者への研修等の実施

市民後見人養成研修を修了した法人後見の担い手となる後見支援員は、高いスキルを有するため、石狩市関係所管課と連携をはかり、フォローアップ研修を実施します。

研修にあたっては、後見支援員の能力活用のため、学習会運営スタッフを組織し、企

画、及び運営を実施します。

(5) 後見支援員の登録及び活動調整（市民後見人養成研修修了者対象）

市民後見人養成研修修了者で、後見支援員としての活動を希望する者を後見支援員名簿に登録し、法人後見の履行補助者としての活動調整に努めます。

(6) 後見支援員の適正な活動のための相談及び支援

広報啓発活動及び、法人後見の履行補助者として活動する後見支援員に対し、その者が適正な活動ができるように相談、助言、必要な支援を行うよう努めます。

(7) 成年後見制度及び市民後見制度に関する関係機関との連携

家庭裁判所や制度に関わる市民及び専門職、職能団体等の関係機関との連携により、制度の利用促進及び適正な運用に資することに努めます。

(8) 事例検討会の開催

制度の熟知や利用促進、または制度利用に関する困難事例の解決を目的として、必要に応じて事例検討会を開催することに努めます。

(9) 中核機関設立に関する研究

成年後見制度利用促進計画にもとづく、地域連携ネットワークのコーディネートを担う、中核的な機関（中核機関）に設置に向けて、委託元である石狩市関係所管課と連携をはかり研究につとめます。

6. 法人後見の受任

日常生活自立支援事業と連動し、判断能力が著しく低下した人については、石狩市関係所管課と連携をはかり、法人として成年後見人を受任する法人後見の事業に努めます。

Ⅲ－6 ボランティアセンター及び関係福祉団体関連事業

1. ボランティアの相談・登録・マッチング

(1) 石狩市ボランティアセンターの運営

市内の福祉に関わるボランティア活動を総合的に支援する総合窓口として、ボランティア団体、福祉施設（事業所）、企業、教育機関等との繋がりを広げ、ボランティア活動の活性化や人材の育成等に努めます。また、ボランティア活動保険料を一部負担し、ボランティアの加入促進をはかります。

- ① ボランティアコーディネーターの設置
- ② ボランティア登録
- ③ ボランティアニーズ受付
- ④ ボランティアマッチング

(2) ボランティア情報誌の発行

ボランティア情報の発信を目的に、ボランティアニーズ等を掲載した『愉快的仲間』を月1回発行し、ボランティア活動参加の働きかけを行います。

また、各種研修会の案内等社協ふれあいや、町内回覧、ポスター、あいボード、インターネット等を活用し、周知をはかります。

2. 若年層など裾野の拡充

(1) 小中学生ボランティアの育成及び福祉教育の推進

① 出前講座

市内小中学校等との連携のもと、福祉やボランティアをより身近なものとするを目的に、平成24年より定めた児童や生徒を対象とした福祉体験プログラムを用いて、学校に出向いた福祉教室の開催に努めます。

② 石狩市教職員研修サマーセミナー

教職員サマーセミナーにて学校での福祉教室を推進してもらえるよう働きかけを行います。

(2) ボランティア登録の加入促進

ボランティア活動保険料に学生料金を設け、若年層のボランティア加入者の促進をはかります。

(3) ボランティア活動指定校の助成

石狩市内小中学校及び高校に対し、ボランティア活動指定校助成希望調査を実施し、活動を行う学校に対し、その活動費用の一部を助成します。

※ 一校あたりの助成金額(年額) 児童生徒数に応じ上限40,000円

(4) キッズボランティアボランティア体験の実施

石狩市内の小学生を対象に、夏休みや冬休み期間を利用し、ボランティア体験を実施します。小学生がボランティア活動に興味や関心を持ち、若年層のボランティア登録の拡大に努めます。

(5) スクールボランティアポイントの実施

学校を対象とした、児童・生徒のボランティア活動の周知から、福祉やボランティア活動に対する興味関心に視点を置き、ボランティア活動指定校と連動しながら、実施します。

3. ボランティアのやりがいや達成感、励みによる活性化

(1) ボランティアポイントの実施

新たなボランティアの発掘、やりがいや達成感といった活動に対する励みとなるよう、活動に対するポイント付与制度を通じ、ボランティア活動の活性化をはかります。

① 加入手数料 : 100円(学生は免除)

- ② 対象活動 : ボランティアセンターが調整する事業
- ③ ポイント付与 : 概ね 30 分の活動で 1 ポイント (上限 1 回 4 ポイント)
- ④ ポイント交換 : 1 ポイントでハイスタンプ 10 枚と交換 (未成年者を除く)

(2) 活動歴の「見える化」の実施

ボランティア活動回数をボランティア登録証に見える形で表現することで、ボランティア自身のやりがいや達成感、励み、新たな活動への意欲の向上に繋がる効果を期待します。

- ① 30 回以上活動の場合・・・銅色シール
- ② 60 回以上活動の場合・・・銀色シール
- ③ 90 回以上活動の場合・・・金色シール
- ④ 100 回以上 500 回以下活動の場合・・・ピンバッジ (100 回毎)
- ⑤ 1000 回以上・・・ボランティアマスターバッジ

4. 各種研修の開催

(1) ボランティアスクールの開催

ボランティア活動に係る基本姿勢や基礎知識及びスキル向上を目的に、入門講習会を実施。受講をきっかけにボランティア登録促進をはかります。

また、ボランティアセンター登録者を対象にした、様々な視点でのボランティア活動等の周知や情報共有を図ることやボランティア登録者相互の交流や情報交換を目的とした事業実施や全道研修会への参加呼びかけを実施します。

(2) 災害ボランティア関係事業の実施

地震等災害発生時、社協内に「災害ボランティアセンター」を設置し、全国から駆けつけた多種多様なボランティアを効果的かつ迅速・円滑に活動できるよう、また、市民が被災地に赴き円滑に活動できるよう講習会等を実施します。

- ① 講習会の開催 : 災害ボランティア研修会
- ② ボランティア活動保険の受付

5. ボランティアグループの育成

(1) ボランティア連絡協議会助成並びに事務局支援

ボランティアセンターのパートナーである石狩市ボランティア連絡協議会の活動に助成するとともに、市内ボランティア活動の充実に共同で取り組むため、事務局の支援に努めます。

(2) 声のお便り

市内在住の視覚障がい者に対し石狩市広報等を朗読した録音物の無償貸出を実施します。録音は石狩朗読ボランティアの会が行い、社協は送付作業と運営助成を行います。

- ① 石狩朗読ボランティアの会運営助成

6. 関係福祉団体の事務局運営支援

(1) 福祉団体の協力・支援（事務局運営）

各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

- ① 石狩市民生委員児童委員連合協議会事務局支援・協力
- ② 石狩市高齢者クラブ連合会事務局支援・協力
- ③ 石狩市身体障害者福祉協会事務局支援・協力
- ④ 石狩市連合遺族会並びに石狩市遺族会事務局支援・協力
- ⑤ 石狩市視覚障がい者協会瞳会事務局支援・協力

III-7 ケアプランセンター社協いしかり事業

1. 事業所概要

- (1) 所在地：石狩市花川北6条1丁目41番地1
- (2) 種別：指定居宅介護支援事業所

2. 事業運営方針

- (1) 利用者や家族、関係機関との信頼関係の構築に努め、利用者や家族のニーズに沿った支援を実施します。
- (2) 一段階上の居宅介護支援事業所の運営を目指し、主任介護支援専門員を配置し、特定事業所へ向け人員配置等見直しを実施します。
- (3) 介護保険制度の改正や基準の変更、介護報酬の改定など法令や基準、通達などを常に注視し、コンプライアンスの確保に努めます。

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

- (1) サービスの質の向上と、経営の安定化目指し、業務の効率化や加算の取得等積極的な検討に努めます。

III-8 厚田支所関連事業

1. 社協支所機能の充実

(1) 社協事業の窓口機能

在宅福祉サービスや資金貸付事業等、地域の相談・実施窓口としての機能充実に努めます。

(2) 生活支援体制整備事業への参加協力

地域包括支援センターが中心となり構築する厚田区における総合事業に対し、地域福祉の推進役として、積極的に関わって参ります。

(3) 石狩市道の駅「厚田あいろーど」の積極的活用

石狩市道の駅「厚田あいろーど」における本会事業に係る広報活動の積極的な実施と事業等の連携に努めます。

2. 関係団体事務局の支援

(1) 厚田区内関係団体事務局支援

厚田区内を拠点とする各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

① 厚田遺族会

② 厚田地区民生委員児童委員協議会

③ 厚田区内単位高齢者クラブ（虹寿会・望来名木会・聚富高齢者クラブ長生会・厚田さざなみ会）

(2) 各連合団体の地区の窓口

地域福祉課が所管する関係福祉団体事務局について、厚田区の関係者等の活動支援に努めます。

III-9 高齢者生活福祉センター事業

1. 事業所概要

(1) 名称：石狩市高齢者生活福祉センター

(2) 所在地：石狩市浜益区浜益2番地4

(3) 種別：居住サービス

はまますデイサービスセンター（地域密着型指定通所介護事業所・石狩市通所介護相当サービス事業所（旧介護予防）

訪問介護事業所はまます（指定訪問介護事業所・石狩市訪問介護相当サービス事業所（旧介護予防）

(4) 定員：居住サービス（8名）・通所介護サービス（15名）

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

高齢者生活福祉センターは、居住サービス、通所介護サービス、訪問介護サービスの3つのサービスを石狩市からの受託により実施しており、地域（浜益区）唯一の居宅介

護サービスを実施しています。

要介護等の心身の特性を踏まえ、身体機能の維持向上につながる支援の実施のほか、小さな地域ならではの、利用者と家族、職員が家族的な関わりを心がけ、地域との連携をはかり、明るく、元気に、楽しくふれあい、生き生きとした毎日を地域で過ごすことができる支援に努めます。

- ① 利用者は、「お客様であり人生の師である」と認識のもと感謝の念を表します。
- ② 是非また来たい（会いたい）と感じさせるような対人関係づくりに努めます。
- ③ サービスは、量的より資質向上を優先します。
- ④ 個人に合わせた、必要最小限の支援で自立意欲を重んじます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

（2）居住サービスの内容

石狩市関係条例に基づき、安心して生活できる住環境の提供に努めます。

- ① 共同生活によるコミュニティ形成の支援
- ② 生活相談、介護サービスの紹介等
- ③ 外出支援（買物等）
- ④ DV等緊急的避難措置が必要な市民の受入

（3）通所介護サービス内容

ケアプランに基づいた適正な通所介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い地域生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 送迎サービスの実施（玄関から玄関まで送迎サービスの実施）
- ② 健康チェックの実施（血圧測定等健康チェック・健康相談）
- ③ 入浴サービスの実施（一般浴槽）
- ④ 給食サービスの実施（食べやすく暖かみのある食事の提供）
- ⑤ 機能訓練の実施（歩行練習等身体機能の維持向上）
- ⑥ アクティビティ・レクリエーションの実施（創作・行事等）
- ⑦ 生活相談（利用者、家族の悩み事や福祉サービスの相談）
- ⑧ 個別介護計画作成の実施（計画に沿ったサービス提供）

（4）訪問介護サービス内容

ケアプランに基づいた適正な訪問介護計画を作成し、利用者及び家族の意向と状況把握に努め、全ての利用者がより良い地域生活を継続できるような計画づくりと支援に努めます。

- ① 身体介護：食事介護・入浴介助・排泄介助・清拭・部分浴
- ② 生活援助：買物・調理・掃除・洗濯
- ③ サービス評価、継続的なサービスの管理

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) 情報の発信と地域連携の強化

地域との積極的な連携と情報の発信や意見交換に努め、事業所運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる事業所像」に応えることができるサービスの提供に努めます。

(2) プログラムと行事の充実

全員参加型の体操、館内散歩等利用者選択式の運動レクリエーションや手工芸を取り入れ利用者が楽しいと感じながら、身体機能低下の予防に繋がるプログラムの提供に努めます。

また季節感のある外出行事等、デイサービスの利用を楽しいと感じていただける行事の企画と実施に努めます。

(3) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的を実施し、職員の資質向上をはかります。

(4) 浜益区福祉施設等プロジェクトチーム

継続検討課題である「浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用し、将来的な福祉サービスの充足（継続）を図っていくか」はもとより、道内外からの移住を伴う職員採用や、外国人技能実習生の受け入れ等、浜益区における福祉サービスの将来像等についての協議を継続実施し、介護人材等の確保をはじめとする介護サービス基盤の維持、安定に努めて参ります。

4. 自然災害等の対応

浜益区の地域性を捉えた災害時の対応について、施設に整備すべき物資等の検討及び整備や、施設に求められる必要な動き、適切な利用者対応等を検討し、有事に備えた体制の強化に努めます。

III-10 浜益支所関連事業

1. 社協支所機能の充実

(1) 社協事業の窓口機能

在宅福祉サービスや資金貸付事業等、地域の相談・実施窓口としての機能充実に努めます。

(2) 生活支援体制整備事業への参加協力

地域包括支援センターが中心となり構築する浜益区における総合事業に対し、地域福祉の推進役として、積極的に関わって参ります。

(3) 浜益区5施設の連絡調整

石狩市より受託する社会福祉施設等の連絡調整機能の充実に努め、事業の効率的な実施を進めます。

- ① 石狩市高齢者生活福祉センター
- ② 石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり
- ③ 石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ
- ④ 石狩市シルバーホームはまなか荘
- ⑤ 石狩市浜益保養センター

2. 関係団体事務局の支援

(1) 浜益区内関係団体事務局支援

浜益区内を拠点とする各福祉団体の自立・自主運営に向け協力・支援を行います。また地域福祉の推進に対し各団体と積極的に共働します。

- ① 浜益遺族会
- ② 浜益地区民生委員児童委員協議会
- ③ 浜益高齢者連合クラブ

(2) 各連合団体の地区の窓口

地域福祉課が所管する関係福祉団体事務局について、浜益区の関係者等の活動支援に努めます。

3. 外国人介護人材受け入れに関する協力支援

特別養護老人ホームはまますあいどまり、並びに認知症高齢者グループホームはまますなごみで予定している外国人介護人材（技能実習生）の受け入れに関し、施設間の調整、地域の協力並びに理解促進、異文化交流の機会確保に努めます。

また、石狩市内の介護施設、福祉団体等との連携をはかり、必要な情報提供を行います。

Ⅲ-11 特別養護老人ホームはまますあいどまり事業

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり
- (2) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (3) 種別：地域密着型老人福祉施設
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- (4) 定員：地域密着型老人福祉施設 20 名・短期入所生活介護 3 名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

施設サービス計画に基づき、健康で安心して生活できるサービスの提供を念頭において、入浴・排泄・食事の介助・相談及び援助、社会生活上の便宜供与、その他の生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、入所者各自が有する能力に応じ自立した日常生活が営めることを目的に支援を実施します。

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- ② 家庭や地域との結びつきを重視して明るい雰囲気醸成し、他の事業者等関係機関と密接な連携に努めます。
- ③ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービスの内容

日常生活に支援においては、利用者の自立を促す支援を行います。また、季節に応じた行事を取り入れた年間行事計画を作成し、入所者の生活にメリハリのある施設行事の実施に努めます。

- ① 入浴（週2回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- ② 食事（朝食：8時～ 昼食：12時～ 夕食：18時）
- ③ 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- ④ 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円
- ⑤ 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- ⑥ 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- ⑦ 嘱託医師（浜益国保診療所）
- ⑧ 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）
- ⑨ 協力医院（浜益国保診療所）
- ⑩ 理美容（月1回実施）自己負担額1,000円

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

(1) 施設情報の発信と地域連携の強化

地域との積極的な貢献・情報の発信や意見交換に努め、施設運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる施設像」に応えることができる施設づくりを進めます。

- ① 災害時等の相互協力について、石狩市浜益支所や近隣住民とともに体制づくりへの取り組み。
- ② 施設広報誌やホームページにより、施設の状況を積極的な発信。
- ③ 地域交流事業（夏祭り等）の実施。

(2) 計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

(3) 浜益区福祉施設等プロジェクトチーム（再掲）

継続検討課題である「浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用し、将来的な福祉サービスの充足（継続）を図っていくか」はもとより、道内外からの移住を伴う職員採用や、外国人技能実習生の受け入れ等、浜益区における福祉サービスの将来像等についての協議を継続実施し、介護人材等の確保をはじめとする介護サービス基盤の維持、安定に努めて参ります。

4. 自然災害等の対応

浜益区の地域性を捉えた災害時の対応について、施設に整備すべき物資等の検討及び整備や、施設に求められる必要な動き、適切な利用者対応等を検討し、有事に備えた体制の強化に努めます。

5. 外国人介護人材（技能実習）の受け入れプロジェクト

(1) 外国人介護人材受け入れに係る対応

外国人介護人材（技能実習）の受け入れに向け、実習先施設として適切な労働環境及び生活環境の確保に努め、職員体制の整備並びに地域における介護サービスの安定供給を目指します。

- ① 外国人介護人材受け入れに関する事前研修会等開催（既存職員）
- ② 外国人介護人材受け入れの環境・体制の検討協議
- ③ 広報活動や施設並びに地域の周知活動の実施
- ④ 信仰等異文化の尊重、生活習慣の違いに関する理解促進
- ⑤ 積極的な地域行事への参加、交流機会の確保等による地域交流の促進

(2) 介護技能の取得に向けた支援

技能実習制度における三年間の期間において、日本における高齢者福祉の理念並びに介護技術等、外国人介護人材が効果的に学ぶ事ができるよう、適切な指導に努めます。

- ① 適切な介護技術実習プログラムの作成
- ② 日本語レベルの向上を目指した語学学習の実施
- ③ 三年後の介護福祉士国家資格取得を目指した試験学習の支援

Ⅲ-12 認知症高齢者グループホームはまますなごみ事業

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市認知症高齢者グループホームはまますなごみ
- (2) 所在地：石狩市浜益区実田 93 番地 17
- (3) 種別：認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
- (4) 定員：7名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

認知症に伴う症状を職員が理解し、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、入所者がお互いに助け合い、可能な限り自立生活に向けた支援を実践します。

- ① 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供を実施します。
- ② 社会資源を活用し、入所者のニーズに合わせ地域の方々にもふれあう機会を増やし、入所者にとって“楽しい”と思えるような行事作りに務めます。
- ③ 地域住民に施設をもっと理解していただく、広報誌発行、夏祭りの宣伝や気軽に施設に来所出来る環境の整備を考え地域住民にとって“遠い所”のイメージから“近い所”であるよう様な開かれた介護を目指します。
- ④ 入居者家族・支所・他職種との密な連携をとり信頼関係を築くよう務めます。
- ⑤ 法令や通達等に十分に注意を払い、介護保険制度の改正、運営基準の変更に迅速に対応し、コンプライアンスの確保に努めます。

(2) サービスの内容

認知症高齢者に提供するサービスの内容について、サービスの向上と生活の質の向上という二つの視点から整理し、良質なサービスを提供できるよう専門スタッフとしての自覚を持ってサービスの提供に努めます。

- ① 入浴（週3回以上・特殊浴槽対応可・シャワー浴可）
- ② 食事（入居者個々の状況に対応）
- ③ 排泄（トイレ誘導・ポータブルトイレの介助等）
- ④ 金銭管理（希望により実施）管理料1日当たり50円
- ⑤ 機能訓練（個別及び集団訓練の実施）
- ⑥ 余暇活動（映画鑑賞、お茶会等定期的な実施）
- ⑦ 嘱託医師（浜益国保診療所）
- ⑧ 歯科医院（東彩会浜益歯科診療所）

- ⑨ 協力医院（浜益国保診療所）
- ⑩ 理美容（月1回実施）自己負担額 1,000 円

3. サービスの質の向上と安定経営へ向けた取り組み

（1）施設情報の発信と地域連携の強化

併設する施設「石狩市特別養護老人ホームはまますあいどまり」と連携し、地域との積極的な貢献・情報の発信や意見交換に努め、事業所運営に地域からの協力理解に努めるとともに、地域が抱える福祉ニーズを捉え「地域で求められる施設像」に応えることができる施設づくりを進めます。

- ① 災害時等の相互協力について、石狩市浜益支所や近隣住民とともに体制づくりへの取り組み。
- ② 施設広報誌やホームページにより、施設の状況を積極的な発信。
- ③ 地域交流事業（夏祭り等）の実施。

（2）計画的な職員研修

職員研修計画を策定し、職員一人一研修への参加を目標に、専門的な外部研修への参加に努めます。また、内部研修を定期的実施し、職員の資質向上をはかります。

（3）浜益区福祉施設等プロジェクトチーム（再掲）

継続検討課題である「浜益区において限られた人材を如何に効果的かつ効率的に活用し、将来的な福祉サービスの充足（継続）を図っていくか」はもとより、道内外からの移住を伴う職員採用や、外国人技能実習生の受け入れ等、浜益区における福祉サービスの将来像等についての協議を継続実施し、介護人材等の確保をはじめとする介護サービス基盤の維持、安定に努めて参ります。

4. 自然災害等の対応

浜益区の地域性を捉えた災害時の対応について、施設に整備すべき物資等の検討及び整備や、施設に求められる必要な動き、適切な利用者対応等を検討し、有事に備えた体制の強化に努めます。

5. 外国人介護人材（技能実習）の受け入れプロジェクト（再掲）

（1）外国人介護人材受け入れに係る対応

外国人介護人材（技能実習）の受け入れに向け、実習先施設として適切な労働環境及び生活環境の確保に努め、職員体制の整備並びに地域における介護サービスの安定供給を目指します。

- ① 外国人介護人材受け入れに関する事前研修会等開催（既存職員）
- ② 外国人介護人材受け入れの環境・体制の検討協議
- ③ 広報活動や施設並びに地域の周知活動の実施

- ④ 信仰等異文化の尊重、生活習慣の違いに関する理解促進
- ⑤ 積極的な地域行事への参加、交流機会の確保等による地域交流の促進

(2) 介護技能の取得に向けた支援

技能実習制度における三年間の期間において、日本における高齢者福祉の理念並びに介護技術等、外国人介護人材が効果的に学ぶ事ができるよう、適切な指導に努めます。

- ① 適切な介護技術実習プログラムの作成
- ② 日本語レベルの向上を目指した語学学習の実施
- ③ 三年後の介護福祉士国家資格取得を目指した試験学習の支援

III-13 シルバーホームはまなか荘事業

1. 事業所概要

- (1) 名称：石狩市シルバーホームはまなか荘
- (2) 所在地：石狩市浜益区浜益 93 番地 16
- (3) 種別：居住サービス
- (4) 定員：8名

2. 事業運営方針・サービス内容

(1) 運営方針

共同生活によるコミュニティの形成を図り、居宅環境において生活することの生きがいを求める施設づくりに努めます。

また、在宅生活において、緊急に保護が必要な方等の受入態勢を確保し地域包括支援センター等と密な情報交換のもと速やかな対応を実施します。

(2) サービス内容

石狩市関係条例に基づき、安心して生活ができる住環境の提供に努めます。

- ① 共同生活によるコミュニティ形成の支援
- ② 生活相談、介護サービスの相談・紹介等
- ③ DV等緊急的避難措置が必要な市民の受入

3. 自然災害等の対応

浜益区の地域性を捉えた災害時の対応について、施設に整備すべき物資等の検討及び整備や、施設に求められる必要な動き、適切な利用者対応等を検討し、有事に備えた体制の強化に努めます。

Ⅲ-14 浜益保養センター事業

1. 事業の健全な受託運営及び自主事業の経営安定化

これまでの築いてきた「浜益温泉」の魅力を発信すると共に、入浴施設として清潔を保ち、泉質を維持する等、公共施設の安全、安心な運営に努め、自主事業である飲食事業、物販事業に総点検を施し、経営の安定、改善に取り組みます。

- (1) 飲食事業、物販事業は、これまでの実績を分析し、収支改善を目指すと同時に、事業継続の必要性についての検討を進めます。
- (2) 重点営業日、繁忙時間帯の再配分に応じた適切で効果的な人員配置を検討します。
- (3) 事業経費、費用の再点検をはかります。日常業務の中で大半を占める光熱費、水道代の省力を職員全員の共用課題として取り組みます。
- (4) 浜益区福祉施設等プロジェクトチームへ積極的に関わり、浜益区における福祉サービスへの協力を努めます。

2. サービス面の強化に向けた取り組み

お客様にまた行ってみたいと思っただけの好感度、満足度の向上を目標にホスピタリティの充実を継続していきます。

- (1) 来館客への「おもてなし」意識の向上
- (2) 軽食コーナーは利用客のニーズに応じた食事の提供に努めるとともに、経営と労働力の現状を適格に捉え、事業実施の有無についても検討を進めます。

3. 効果的な営業・企画・広報活動

地域資源、立地状況を捉え効率的、かつ効果が期待できる営業・企画・広報活動を展開します。

- (1) 海水浴、鮭釣り調査等の事業と連携による、地域特性を活かした利用拡大
- (2) 地場製品の販売による地域振興
- (3) 厚田道の駅等、周辺施設と連携した観光産業への協力
- (4) 浜益創作人形展の開催等、地域文化の紹介
- (5) インターネット等を有効活用した積極的な広報活動の展開

4. 自然災害等の対応

浜益区の地域性を捉えた災害時の対応について、施設に整備すべき物資等の検討及び整備や、施設に求められる必要な動き、適切な利用客対応等を検討し、有事に備えた体制の強化に努めます。